

商工会ニュースやはばNo.2

賑わい創出イベント「や市」出店者募集！

矢巾町では、6月12日（土）・13日（日）にやはば一く周辺及びねむの木公園でイベントを開催します。

商工会では、「ねむの木公園敷地内」への出店者を募集します。詳しい内容は、次のとおりです。

1 日時及び内容

(1) 日 時 令和3年6月12日（土）・13日（日）午前10時～午後3時

(2) 場 所 矢幅駅東口「ねむの木公園」

(3) 出店募集【飲食物販10小間】

ア 飲食及び製造業者、小売業者によるキッチンカー及びテントでの出店販売
※キッチンカーでの出店場所は、やはば一く敷地内になります。

イ 臨時営業許可申請の必要のない出店品目での出店になります。

ウ コロナ感染症予防対策の一環としてテイクアウト商品や物販を中心とするため、その場での調理は禁止とします。そのため、火気及び電気の使用はできません。

エ 会場に休憩所は設けますが、飲食商品はテイクアウト可能な容器での販売をお願いします。

(4) 出店料 無 料

(5) 申込受付時間 午前9時から午後5時まで

(6) 申込締切 **令和3年5月21日（金）午後5時 期限厳守**

(7) 出店者説明会について

ア 日 時 令和3年6月4日（金）午後6時30分から

イ 場 所 矢巾町商工会館2階研修室

ウ 内 容 出店者の小間割、注意事項等について

2 出店条件及び申込方法

(1) 出店条件 矢巾町内に事業所または営業所を有する商工会の会員でテイクアウト商品などの販売が可能な事業者

(2) 申込方法 商工会窓口で受付（必要事項を申込書に記入していただきます）

(3) その他

ア 小間数に限りがありますので、申込順に受付し定数になり次第締め切ります。

イ 火気器具及び電気使用はできません。

3 注意事項

(1) 出店者説明会を欠席した場合は、出店を見合わせていただくこととなりますので、ご承知おきください。

(2) 出店テントの大きさは、2.7m×3.6mです。テントは商工会で準備します。

(3) イス（3脚）、机（3本）は、商工会で準備します。

(4) 出店者の名義貸し（名義上の出店者と実際の出店者が異なる）は、固く禁止します。

(5) 本会では、商品の価格の調整、販売品目の重複についての調整は一切行いません。

(6) 新型コロナウイルス感染予防対策については、出店者各自で行っていただきますようお願いします。

矢巾町商工会通常総会 会場の変更について

商工会ニュースやはばNo.1でお知らせしておりました、第59回矢巾町商工会通常総会の会場が新型コロナウイルス感染防止の観点から、下記のとおり変更となりました。

おって、5月に正式文書でご案内いたしますので、日程確保の程、よろしく申し上げます。

◆日時 令和3年5月25日（火）午後2時30分から

◆場所 矢巾町公民館 3階 大研修室（紫波郡矢巾町南矢幅第13地割123番地）

新型コロナの影響で勤務時間が減りお困りの 労働者の方は休業支援金を申請できます

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかつた方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する制度です。

【主な内容】

◆ 対象者

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延のための措置の影響により、

- (1) 令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までに事業主が休業させた中小企業の労働者
- (2) 令和2年4月1日から6月30日まで及び令和3年1月8日以降（令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県はそれぞれの要請の始期以降）に事業主が休業させた大企業のシフト労働者のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかつた労働者（※雇用保険被保険者出ない方も対象）

◆ 支援金額の算定方法

休業前の1日当たり平均賃金 × 80%※ × (各月の日数(30日又は31日) - 就労した又は労働者の事情で休んだ日数)

① 1日当たり支給額(11,000円が上限)

② 休業実績

※(2)のうち、令和2年4月1日から6月30日までの休業については60%

・1日8時間から3時間の勤務になるなど、時短営業等で勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したもとして対象となる。
・週5回から週3回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象となる。
(就労した日は休業実績から除く。)

◆ 申請期限

対象者	休業した期間	申請期限(郵送の場合は必着)
(1)	令和2年10月～12月	令和3年5月31日(月)
	令和3年1月～4月	令和3年7月31日(土)
(2)	全対象期間	

※中小企業の労働者が令和2年4月～9月に休業した場合であっても、

- ・10/30に公表したリーフレットの対象者は、令和3年5月31日(月)までに
- ・既申請分の支給(不支給)決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方は、支給(不支給)決定が行われた日から1か月以内に、申請があれば、制度を知った時期にかかわらず受付可能。

◆ 問合せ先

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター：0120-221-276

厚生労働省 HP：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>